

TH Picks for Welfare

Vol. 18
2025.09

【発行日】 2025年9月1日発行
【発行元】 社・本郷 税理士法人 社会福祉法人部
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
TEL：03-6871-9850【受付時間：9時00分～17時30分（土日・祝日・年末年始除く）】
URL：https://www.ht-tax.or.jp/



社会福祉法人への専門家支援 事務処理体制向上による 実務的メリットを解説



多くの社会福祉法人にとって、事務処理は悩みのタネです。ルールが煩雑で厳しく、覚えるだけでも一苦労ですが、毎月繰り返す業務や年次で行う業務をチェックリスト化しておくことで、業務をスムーズに進めることが可能になります。

こうした背景から、「事務処理体制の向上に対する支援業務」が活用されるケースがあります。これは、業務についてあらかじめ定められたチェック項目に沿って実施されるため、業務を効率的に実施するのに役立ちます。本記事ではこの制度の概要とメリットをご紹介します。

事務処理に求められる厳格な体制

社会福祉法人では、日常的な事務処理や年次業務に加えて、行政による指導監査が3年に1回行われます。書類の整備状況、お金の使い方、人事の記録などが細かくチェックされます。違反が見つかれば指摘事項となり、重大な違反の場合には補助金の減額など重いペナルティが課されることもあります。

一定の規模（収益30億円超または負債60億円超）の社会福祉法人については、会計監査人の設置が義務付けられていますが、それ以外の法人においても、財務会計に

関する内部統制や事務処理体制の向上を図るため、公認会計士や監査法人等の専門家の支援を活用することが望ましいとされています。今回は、監査人の設置義務のない法人に求められる、事務処理体制向上に対する支援について取り上げます。

専門家による支援とは

ここでいう専門家とは、公認会計士・監査法人・税理士または税理士法人を指します。これらの専門家と社会福祉法人が「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務についての契約」を交わします。契約に基づき、専門家は定められた支援業務リストに沿ってチェックを実施します。

チェック項目は多岐にわたり、予算・経理体制・会計帳簿・計算書類等・資産、負債の処理・収益、費用の処理・有価証券・借入金・リース取引などの25の区分にわたる68項目が含まれます。これらの項目について、社会福祉法人会計基準に準拠しているか、法人が定める経理規程に即して処理が行われているかを専門家が確認していきます。

チェック項目の例

- [7.内部取引] 内部取引は相殺消去されているか。
- [12.経過勘定] 経過勘定がある場合、前払費用及び前受収益は、当期の損益計算に含まれず、また、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に反映されているか。
- [23.整合性] 資金収支計算書の当期末支払資金残高と貸借対照表の支払資金残高（流動資産と流動負債の差額。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除く。）は一致しているか。

参照：別添2「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000711642.docx>

専門家による支援を受けるメリット

指導監査の間隔が延長

チェックが完了すると、専門家がその結果に基づいてコメントを付した報告書を法人に提出します。この報告書を行政に提出し、行政はその内容を審査します。結果として、法人の事務処理体制が一定の水準以上にあると判断された場合には、指導検査の実施間隔が3年に1回から4年に1回へと延長されることがあります。ただし、報告書を提出すれば自動的に延長されるわけではなく、最終的な判断は行政に委ねられる点に注意が必要です。

指導監査の項目が一部省略

また、指導監査で実施される監査項目が一部省略される場合もあります。これは、監査準備などに要する負担が軽減されることに繋がり、法人にとって大きなメリットとなるでしょう。

監査期間の延長以外にも

日常業務の中でチェック項目を意識することで事務処理体制が自然に向上していく効果も期待できます。日々の業務や決算業務の指針となる項目が多く含まれており、会計の月次・年次の業務チェックリストとして活用している法人も多くあります。

辻・本郷グループでは、社会福祉法人様に対して事務処理体制の向上に対する支援業務をご提供しています。毎年支援を継続している法人では、事務処理体制が着実に強化されており、行政対応だけでなく法人内部での業務品質向上にもつながっていることを実感しています。

メリットは指導監査の実施間隔が延長されることだけではありません。事務処理体制の向上に対する支援業務は、専門家集団である私たち辻・本郷グループにぜひお任せください。

